

【現在の主な制度】

1 県の融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対する資金繰り支援として、「金融円滑化特別資金」制度を開始

なお、保証料率0.5%は県が全額負担、利子3年間分は熊本市が全額負担

(1) 金融円滑化特別資金の概要 ※詳細は、商工会にご確認ください

利用の要件	直近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少 又は 今後2ヶ月の売上見込みが前年同期比で減少
融資限度額	1企業 8,000万円
融資期間	1年～10年(据置1年以内)
利率	1.7%以内～2.3%以内 3年間分は市が全額負担
保証料率(利用者負担)	0% 県が全額負担

(2) 別途、金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号)

利用の要件	直近1ヶ月の売上高及び後2ヶ月の売上減少見込みが、前年同期比20%以上減少
融資限度額	1企業 8,000万円 (1)と併せて1.6億円

2 日本政策金融公庫

- (1) セーフティネット貸付 制度の要件緩和 融資 4,800万円
- (2) 衛生環境激変貸付 別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)

3 各金融機関及び熊本県信用保証協会

- (1) 緊急時短期資金融資制度 融資：月商の1ヶ月以内 期間：6か月以内
- (2) 各金融機関による融資や条件変更

4 雇用調整助成金の特例対象拡大

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険適用事業主が労働者に一時的休業、出向等で雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金の一部を助成

大企業	中小企業
1/2	2/3
対象労働者1人1日あたり8,330円上限	
教育訓練を実施した場合の加算 1人1日あたり1,200円	
支給限度日数 1年間で100日(3年間150日)	

※ 経済上の理由とは 新型コロナの風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、事業活動が縮小した等

5 厚生労働省は、3月2日からの臨時休校の開始に合わせ、仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、正規雇用、非正規雇用を問わず、1人あたり日額上限8,330円の助成金を出す新制度の概要を発表

※ 各種の支援制度や助成金等が現在検討されており、また内容も変更されてくることもありますので、詳細はご相談ください。